

中期事業推進計画の成果目標達成状況表

| 担当部          | 担当課            | 総合計画の柱                      | 大分類      | 中分類    | 小分類             | 施策の取り組み方針   | 成果指標  | 平成18年度<br>数値  | 平成20年度<br>数値                    | 平成23年度末<br>目標値                      | 達成率(%) | 評価     | 平成20年度における目標達成状況に対する市の認識・評価  |  |  |
|--------------|----------------|-----------------------------|----------|--------|-----------------|---|---|---|---------------------------------|-------------------------------------|--------|--------|--|--|--|
| 生活環境部        | 環境政策課          | 豊かな自然と<br>きれいな中津川を<br>つくります | 循環型社会の構築 | 省資源の推進 | ごみの減量化とリサイクルの推進 | ・買利物袋の持参など、ごみの排出を抑制するための啓発活動を強化します。<br>・分別回収している「資源ごみ」の回収量を増大させ、ごみの減量化・資源の有効活用を推進します。<br>・排出されるプラスチック類を回収し資源化するシステムを調査・研究します。   | 環境センター一般廃棄物受入れ量   | 25,862t   | 25,360t                         | 24,964t                             | 98.44  | ◎      | 事業所の紙ごみの受入れを平成20年度4月から中止し、雑がみの資源化、エコキャップ運動、ダンボールコンポストの普及により、環境センターでの一般廃棄物受け入れ量が減少しました。 |  |  |
| 生活環境部        | 環境政策課          |                             |          |        |                 |   | 資源ごみ回収量   | 6,838t  | 6,710t                          | 6,866t                              | 97.73  | ◎      | 集団資源回収を奨励し、地域要望等でリサイクルボックスを毎年設置して、資源ごみの回収を図っていますが、啓発効果でリサイクル業者への直接搬入も多くなってきています。       |  |  |
| 生活環境部        | 環境政策課          |                             |          |        |                 |   | 一般廃棄物排出量  | 32,700t   | 32,070t                         | 31,830t                             | 99.25  | ◎      | 事業系紙類の受入れ中止及び紙類のリサイクル業者への直接搬入の推進により、一般廃棄物排出量は減少となりました。                                 |  |  |
| 生活環境部        | 環境政策課          |                             |          |        |                 |   | ごみのリサイクル率   | 20.90%  | 20.92%                          | 21.6%                               | 96.85  | ◎      | 雑がみのリサイクルとごみの分別回収の啓発効果によりリサイクル率が向上しました。ただし、紙類のリサイクル業者への直接搬入を推奨したため、微増となりました。           |  |  |
| 生活環境部        | 環境センター         |                             |          |        | ごみ処理施設の充実       | ・旧焼却施設や最終処分場の閉鎖など、環境保全の観点及び安全性の確保から早期に解体撤去し環境整備をすすめます。<br>・環境センターの安全・安定・安価な稼働をさらにすすめます。<br>・下水道汚泥の受け入れ、スラグの有効活用に必要な施設の整備をすすめます。<br>・容器包装リサイクル法の趣旨に沿った分別収集、再資源化を推進します。 | ごみ焼却量   | 24,800t   | 23,219t                         | 23,500t                             | 101.21 | ◎      | 燃えるごみの中の紙類を、事業系は搬入禁止、家庭系は資源回収へのリサイクル化啓蒙により、焼却処理ごみの減量ができました。                            |  |  |
| 水道部<br>生活環境部 | 下水道課<br>環境センター |                             |          |        | ごみ処理施設の充実       |   | 排ガス時間値超過率   | 一酸化炭素(CO)1.9%<br>窒素酸化物(Nox)1.0%   | 一酸化炭素(CO)0.1%<br>窒素酸化物(Nox)0.2% | 一酸化炭素(CO)1.0%以下<br>窒素酸化物(Nox)1.0%以下 | 100.00 | ◎      | 担当職員の技術習熟度の向上により、目標値を大幅にクリアできました。  |  |  |
| 生活環境部        | 環境政策課          |                             |          |        | 省エネルギーの推進       | 自然エネルギーの活用  | ・公共施設への太陽光発電設備などを積極的に導入し、全市的新エネルギーの活用推進に努めます。<br>・太陽光、水力、風力などの活用について調査研究をすすめます。 | 公共施設への新エネルギー導入数(延べ)   | 8施設                             | 10施設                                | 10施設   | 100.00 | ◎  | 神坂地区UIターン者用住宅に太陽光発電システムを導入し、自然エネルギーの有効活用とCO2排出量の削減が図られました。 |  |
| 水道部<br>生活環境部 | 下水道課<br>衛生センター |                             |          |        | 豊かな自然の保全と活用     | 自然環境の保全   | 下水道整備等水質の保全   | ・下水道などの未整備地区においては各家庭の生活排水が、排水路などに排出され河川等の水質汚濁の原因となっています。木曾川上流に至る市として環境への負荷を軽減するよう計画区域内の早期管渠整備と水質の向上を図ります。<br>・特定環境保全公共下水道苗木処理区の整備を推進するとともに、処理場施設の増設により水洗化を促進します。<br>・既存施設の有効利用を図りながら、新衛生センターの整備を推進します。<br>・各処理施設から発生する汚泥は、別々の処理形態で処理・処分されているが、資源化・エネルギー利用などの観点から市民にとって最良で適切かつ効率的な処理を実現して行きます。 | 汚水処理人口普及率(下水道等整備済人口/行政人口)       | 0.00%                               | 88.8%  | 94.8%  | 93.67  | ◎  | 公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽と一体となった水処理を組み合わせた整備が図られました。<br>苗木地区は平成22年度の完了を目指しています。<br>平成20年4月に国庫補助対象の範囲が一部改正され、末端近くまでの管渠が補助対象の範囲となり国の補助を受けることができました。<br>今後は認可区域を広げながら事業実施していきます。 |
| 基盤整備部        | 建設課            |                             |          |        |                 |   | 河川環境の保全   | ・計画段階から市民の参画を得ながら、自然環境と調和のとれた自然共生型の河川整備をすすめます。<br>・地域ぐるみの河川浄化など、市民参加による河川環境の保全を促進します。   | 市民との協働による河川環境の整備(延べ)            | 1地区                                 | 1地区    | 2地区    | 50.00  | △+   | 坂本・柿木川にて自然共生型の河川整備を計画しています。  |
| 基盤整備部        | 都市整備課          |                             |          |        | きれいな中津川づくり      | 景観の保全と環境美化  | 景観の保全と環境美化  | ・長い歴史のなかで育まれた自然、歴史、文化などの景観の保全を図るため、景観基本計画に基づき、市民、事業者、行政の協同により、調和のとれた地区景観の保全に努めます。<br>・各地域の歴史景観や自然景観などを保全し、地域資源として観光など、地域の活性化への活用に努めます。<br>・ごみのポイ捨てや不法投棄の防止、市民一人ひとりの美化意識の高揚に努め、クリーンなまちづくりをすすめます。   | 景観条例に基づく規制に対する届出件数(延べ)          | 0件                                  | 17件    | 30件    | 56.67  | △+   | 啓発効果が出ており、重点区域内の家屋の修景件数が年々増えています。<br>引き続き、啓発を行い、調和のとれた地区景観の保全に努めます。  |